

平成30年度「みやこ^{そまぎ}杣木」供給事業応募要領 (新築及び増改築、目隠し柵)

京都市域産材供給協会

(趣旨)

第1条 本事業は、日常生活の中に「木」のある環境を整備し、「木の香りやぬくもりのある暮らし」の普及を支援することにより、地域林業や木材関連業界の活性化を図り、市内の森林の保全につなげることを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業は、京都市域産材「みやこ杣木」(以下「みやこ杣木」という。)を利用して、以下の事業を行う。

1 新築又は増改築(修繕と模様替えも含む)を行う京都市内の住宅や店舗等に対して、注文される「みやこ杣木」製品の価格の9割(上限160,000円)を助成する(一回の配送料含む)。なお、助成の上限額を超えた木材代については、通常の価格にて「みやこ杣木」を供給する。

(1) 申請者は、注文金額の1割又は上限を超える材料代の負担を行う。

(2) 京都市域産材供給協会(以下「協会」という。)から供給する「みやこ杣木」の規格は、「平成30年度供給事業製品参考一覧」に掲載されているもののほか、協会に登録している生産事業者が取扱可能な規格の製品とする。

2 鴨川右岸二条通から五条通間の室外機目隠し柵に対して、注文される「みやこ杣木」製品の価格の9割(室外機1台あたり、上限8,000円)を助成する(一回の配送料含む)。なお、助成の上限額を超えた木材代については、通常の価格にて「みやこ杣木」を供給する。

(1) 申請者は、注文金額の1割又は上限を超える材料代の負担を行う。

(2) 協会から供給する「みやこ杣木」の規格は、「平成30年度供給事業製品参考一覧」に掲載されているもののほか、協会に登録している生産事業者が取扱い可能な規格の製品とする。

(募集方法)

第3条 募集は協会のホームページにて告知を行うとともに、行政関係機関及びイベント等にて広報紙を配布する。

(募集件数)

第4条 募集件数は予算の範囲内とする。

区 分	募集件数	備 考
住宅や店舗等の新築又は増改築	約30件	申請状況により件数が増える場合あり
室外機の目隠し柵の設置	約20台	申請状況により台数が増える場合あり

(申込条件)

第5条 本事業の応募対象は、次項の条件のとおりとする。

- (1) 住宅は、京都市内に所有する住宅のうち、現在居住のもの又は年度内に居住予定のものに限る。
ただし、賃借に供するものは含まない。
- (2) 店舗等は、市内に住所を有する店舗等（賃貸を含む）のうち、すでに使用されているもの又は年度内に使用を開始するものとする。
- (3) 助成金額のうち4割相当分以上は、北山丸太またはその加工製品を利用すること。ただし、設置後移動可能な家具類等への使用を目的とした「みやこ柚木」の供給は行わない。なお、本条件は、室外機の目隠し柵には適用しない。
- (4) 供給された部材はすべて使用し、耐用年数が経過したと判断されるまでは利用するなど、本事業の趣旨に沿って供給された部材を維持・管理すること。
- (5) 「みやこ柚木」の普及啓発のため、パンフレットやホームページ等へ使用状況写真の掲載にご協力頂くこと。
- (6) 協会が行う使用状況に係る現地検査について、ご協力頂くこと。

(申請)

第6条 本事業の申請は、協会へ下記の書類を直接提出しなければならない。

- (1) 申請書（第1-1号様式）
- (2) 申請に係る承諾書（第2-1号様式）
- (3) 注文書（第3号様式）
- (4) 「みやこ柚木」を使用する予定箇所の写真（第6号様式）
- (5) 建築現場位置図
- (6) 違法建築物ではないことを証明する書類の写し（新築に限る）※例：建築確認済証等
- (7) 平面図（「みやこ柚木」の使用予定箇所を赤色で示したもの）
- (8) 民泊施設において旅館業の許可証の写し

(助成の決定)

第7条 協会は、申請を受理し次第、順次申請内容を厳正に審査し、その結果を速やかに申請者（施主）へ文書にて通知する。なお、応募件数が募集件数を超えた場合は、予算の範囲内で供給する。

(事業の変更)

第8条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書（第4号様式）を速やかに協会へ提出し、書面にて協会からの承認を得るものとする。

(「みやこ杣木」の引渡し)

第9条 協会は、助成の決定通知後、速やかに申請者が希望する場所で「みやこ杣木」引き渡すものとする。

(「みやこ杣木」の使用状況の確認)

第10条 申請者は、「みやこ杣木」の使用状況が確認できる状態時（棟上げ、事業完了直後等）に、協会の現地検査を受け入れなければならない。

また、申請者は、「みやこ杣木」を使用した新築又は増改築、目隠し柵の設置が完了次第、速やかに下記の書類を協会へ提出しなければならない。報告期限は、平成31年2月15日（協会必着）とする。

- (1) 報告書（第5-1号様式、又は第5-2号様式）
- (2) 使用状況写真（第6号様式）

(補助の中止及び返還)

第11条 次項に該当する場合は、協会は助成した「みやこ杣木」相当額を申請者から返還させることができるものとする。

- (1) 申請内容に重大な虚偽があると認められた場合。
- (2) 「みやこ杣木」が事業完了後、各使用箇所の使用用途における耐用年数を経過することなく撤去又は解体等された場合。ただし、災害等不可抗力による場合を除くものとする。